

# 平成23年度 博士課程教育リーディングプログラム 公募要領（案）

## 1. 事業の背景・目的

今日、グローバル化、情報化の進展は著しく、世界は急速にその結びつきを深め、優れた知恵で競い合う時代にあり、科学と技術の発展がこうした社会の進展を牽引している。一方、知の爆発的な拡大は専門分野の細分化をもたらし、知の体系やシステムの全体を捉え確かな価値を見出すことは難しく、今日の世界は、環境、エネルギー問題など、人間・社会・自然が複雑に絡む人類社会の持続可能性を脅かす深刻な課題に直面している。こうした中、専門分野の枠を超えて全体を俯瞰し社会的課題を解決に導く高度な人材は不可欠であり、国籍を問わず優れた人材の獲得競争が激化している。

我が国は、急速な経済成長を遂げ、これまで繁栄を築いてきたが、世界に先んじて少子高齢化と人口減少を迎え、さらに、東日本大震災は未曾有の複合的被害をもたらし、戦後最大の危機に直面している。我が国がこの国家的な危機を克服し、持続可能で活力ある新たな社会システムを創造し、国際社会の信頼と存在感を保ち続けるためには、俯瞰的視点から物事の本質を捉え、危機や課題の克服を先導し、人類社会の持続的発展・成長にリーダーシップを発揮する高度な人材を養成することが不可欠である。

我が国の大学院は、これまでも優れた研究者を輩出し、我が国の高い研究力を牽引してきた。平成23年度から開始する「博士課程教育リーディングプログラム」は、こうした国際的に卓越した教育研究資源を土台としながら、この歴史の転換点に立ち、優秀な学生を俯瞰力と独創力を備え広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くため、国内外の第一級の教員・学生を結集し、産・学・官の参画を得つつ、専門分野の枠を超えて博士課程前期・後期一貫した世界に通用する質の保証された学位プログラムを構築・展開する大学院教育の抜本的改革を支援し、最高学府に相応しい大学院の形成を推進するものである。

## 2. 事業の概要

### (1) 対象となる事業

博士課程を設置する我が国の国公私立大学（学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する大学に限る）である大学）が、次のような力量を備え、広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーを養成するために、養成すべき人材像（どのような分野で活躍し、いかなる価値の創造、人類社会の課題解決を牽引するリーダーを養成するか）を明確に設定し、専門分野の枠を超え博士課程前期・後期一貫した質の保証された学位プログラム（一貫制博士課程及び医学・歯学・薬学・獣医学の博士課程を含む。）を構築・展開する事業を対象とする。

#### 【広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーに求められる能力】

- ① 確固たる価値観に基づき、他者と協働しながら、勇気を持ってグローバルに行動する力
- ② 自ら課題を発見し、仮説を構築し、持てる知識を駆使し独創的に課題に挑む力
- ③ 高い専門性や国際性のもとより幅広い知識をもとに物事を俯瞰し本質を見抜く力

など

### (2) 事業の期間

最大7年間（3年経過後に行われる中間評価等を踏まえ、補助が減額または打ち切られることがある。）

### (3) 公募の分類と選定件数

養成すべき人材像及び解決すべき課題の分類に応じ、別添1に掲げる選定の構成をもとに、「オールラウンド型」「複合領域型」「オンリーワン型」の3つの類型で公募を行う。

なお、平成23年度における1大学の申請件数の上限は、3類型合わせて4件とする。

#### 【オールラウンド型】

- 国内外の政財官学界で活躍しグローバル社会を牽引するトップリーダーを養成するため、大学の叡智を結集した、人文・社会科学、生命科学、理学・工学の専門分野を統合した学位プログラムの構築。
- 平成23年度の選定件数は2件程度とし、各大学の申請上限は1件とする。

#### 【複合領域型】

- 人類社会が直面する課題の解決に向けて、産学官のプロジェクトを統括し、イノベーションを牽引するリーダーを養成するため、複数領域を横断した学位プログラムの構築。
- 平成23年度は、持続可能な社会の構築に向けて、「環境」、「生命健康」、「安全安心」の3テーマ領域、並びにこれらの領域に関わる「横断的テーマ」を公募対象とし、採択件数は合計10件程度とする。各大学の申請上限は、1テーマ領域につき1件とする（すなわち合計申請上限は4件）。

#### 【オンリーワン型】

- 新たな分野を拓くリーダーを養成するため、世界的に独自かつ当該大学で最も国際的優位性ある学位プログラムの構築。
- 平成23年度の選定件数は5件程度とし、各大学の申請上限は1件とする。

#### (4) 申請者等

##### (申請者、申請単位について)

- 事業者は大学の設置者（国立大学法人、公立大学法人、学校法人又は地方公共団体）、申請者は大学の学長である。事業者には、大学改革推進等補助金（リーディング大学院構築事業費）が交付される。
- 申請は、研究科、専攻又は学則に基づく履修上の組織が構築する2（1）に掲げる学位プログラムの構想を単位とする。ただし、これらの組織が設置されていない場合であっても、明確な構想に基づくものであれば申請可能である。

##### (事業実施体制について)

- 当該学位プログラムの教育・研究指導、学位審査等の質保証、履修指導、キャリア形成などを総括し、プログラムの実施を責任ある立場で主体的に担うことを予定する常勤又は非常勤の者（連携してプログラムを実施する他の大学等の機関に属する者を含む。）を、「プログラム担当者」とする。
- プログラム担当者のうち、学位プログラムの編成、学位審査その他プログラム全体の構築・実施に関して責任を持つ申請大学の常勤の教員（副学長、研究科長又はこれらに相当する者）1名を、「プログラム責任者」とする。
- プログラム担当者のうち、プログラム責任者を補佐し、実際のプログラムの企画・運営を担当する申請大学の常勤の教員1名を、「プログラムコーディネーター」とする。
- プログラム責任者は複数の申請を兼ねることができる。
- オールラウンド型のプログラム担当者は、他の申請に係るプログラム担当者を1つ兼ねることができる。ただし、プログラムコーディネーターを兼ねることはできない。
- 上記を除き、プログラム担当者は複数の申請を兼ねることができない。
- 平成23年度継続中の「グローバルCOEプログラム」の事業推進担当者及び「組織的な大学院教育改革推進プログラム」の取組実施担当者は、これらの事業の継続実施に支障を生じない範囲で、「博士課程教育リーディングプログラム」のプログラム担当者として参加することができる。ただし、継続中の「グローバルCOEプログラム」の拠点リーダー、「組織的な大学院教育改革推進プログラム」の取組実施担当者（代表者）がプログラムコーディネーターとなることはできない。

##### (複数大学による申請について)

- 連合大学院又は共同教育課程による申請（これらを設置しようとする構想による申請を

含む。)の場合、構成大学の共同申請ができる。この場合、補助金はそれぞれの大学に交付することを予定している。なお、構成大学に所属する者を必ずプログラム担当者に含めること。

- 上記のほか、研究指導委託、単位認定、共同研究、インターンシップなど協定等に基づき他の大学等の機関と連携して事業を実施することができる。この場合、連携先機関に所属する者を必ずプログラム担当者に含めること。

#### (5) 事業規模

オールラウンド型、複合領域型、オンリーワン型それぞれ、以下の金額を申請の上限額とする。事業内容や支援期間終了後の継続性等を勘案の上、適切な規模の申請を行うこと。

- ① オールラウンド型：初年度上限 4 億円
- ② 複合領域型：初年度上限 3 億円
- ③ オンリーワン型：初年度上限 2 億円

#### (6) 経費の範囲

- 申請できる経費は、事業計画の遂行に必要な以下の経費である。本事業の趣旨・目的に沿って経費を使用するよう、留意すること。申請にあたっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、計画に見合い、かつ、支援期間終了後も事業に関わる教育・研究活動を継続できるよう、支援期間（最大 7 年間）における適切な規模の所要経費を算出すること。なお、各年度の補助金額は、本補助金の当該年度の全体予算額を踏まえ、事業計画の内容等を総合的に勘案して毎年度決定される。
- 平成 23 年度申請経費については、10 月から 3 月までの半年間に必要となる経費を申請すること。
- 学生への旅費、人件費等の支援は、学位プログラムに選抜された優秀な博士課程（博士課程前期を含む。以下同じ。）学生を対象とする。ただし、当該教育を支援・補助する者（メンターや支援員等）としての当該学位プログラムに属さない学生に対する経費の使用は妨げない。
- 学位プログラムに関わる研究科・専攻に属する学生が共通に履修するコースワーク、研究室ローテーション等に係る教育研究経費としての経費使用は可能である。
- 継続中の「グローバル COE プログラム」の事業推進担当者が複数名参加する場合は、当該事業の平成 23 年度交付決定額の内訳を提出し、経費に重複が無いよう申請すること。
- 選定から 3 年経過後に行われる中間評価の結果は、第 5 年次以降の補助金額の決定に反映する。その際、減額や打ち切りも有り得る。
- 経費の取扱いについては、別に通知する交付要綱、取扱要領等にしがたって適切に管理執行すること。

#### 【物品費】

- ① 設備備品費

本事業を遂行するに当たり必要な設備備品の購入について使用できる。また、設備備品を設置する際の軽微な据付のための経費についても使用できる。なお、建物等施設の建設、不動産取得に関する経費については使用することができない。

② 消耗品費

本事業を遂行するに当たり必要な資材、部品、消耗品等の購入について使用できる。

【人件費・謝金】

① 人件費

本事業を遂行するに当たり必要な教育研究指導及びその支援その他の労働を行った人に対する賃金、手当について使用できる（TA、RAを含む。）。

② 謝金

本事業を遂行するに当たり必要な専門的知識、情報、技術の提供等の協力を得た人に対する謝金か謝礼について使用できる。

【旅費】

本事業を遂行するに当たり必要な旅費（国内外の出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費）や外国人招へい経費（交通費、宿泊費、日当、滞在費、旅行雑費等）について使用できる。

【その他】

① 外注費

本事業を遂行するに当たり必要な外注について使用できる。

② 印刷製本費

本事業を遂行するに当たり必要な資料等の印刷・製本について使用できる。

③ 会議費

本事業を遂行するに当たり必要な会議、シンポジウム、セミナーの開催等について使用できる。また、当該会議等に不可欠なものとして開催されるレセプション等に必要経費にも使用できる。

④ 通信運搬費

本事業を遂行するに当たり必要な物品の運搬、通信・電話料等について使用できる。

⑤ 光熱水料

本事業を遂行するに当たり必要な電気、ガス及び水道等の経費について使用できる。

⑥ その他

本事業を遂行するに当たり必要なその他経費（物品等の借損及び使用、土地・建物借上料、研究機関内の施設・設備使用料、学会参加費、研究成果発表費、広報費、保険料（個人にかかるものは除く）、データ・権利等使用料、委託費、その他大臣が認めた経費等）について使用できる。

他の大学等と連携した取組について、委託費として連携先の機関で経費を使用すること

ができる。また、事業を遂行するために必要であり、事業の本質をなさない定型的な業務についても他に委託して行わせることができる。委託費の総額は、補助金額の50%を超えないようにすること。

なお、本事業の遂行に直接関連のない経費（酒類や講演者の慰労会、懇親会等の経費（上記③に記載したレセプション等経費を除く）、本事業の遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費等）には使用することができない。

また、国内外の第一級の学生を結集した学位プログラムの構築・展開という事業趣旨に鑑み、学位プログラムに選抜された優秀な博士課程学生に限り、人件費（TA・RA）とは別の給付型支援経費（これを「奨励金」という。）として使用できる。この際、選考手続、受給資格、受給条件、支給額等の内容を盛り込んだ学内規定等を必ず定め、奨励金の使用を開始するまでに文部科学省に提出し、それに基づき運用するとともに、当該学生が1年間継続的に当該学位プログラムに属していることを証明するための書類、及び、特別研究員事業（DC）やTA・RA等の他の給付型支援経費との重複受給を行っていないことを証明するための書類を作成・保存した上で、奨励金受給学生名については公表すること。

また、学位プログラムに属する学生が独創的な研究活動を行うための経費について、選考手続、受給資格、受給条件、支給額等の内容を盛り込んだ学内規定に基づき、使用できる。この場合は、経費の使途を明らかにした上で使用すること。

○ 上記の経費の範囲内において、本補助金の使途として、例えば、以下のようなものが挙げられる。

- ・ 国内外の卓越した指導者を雇用・招聘するために必要な経費
- ・ 博士課程学生に対し、きめ細かく履修支援を行うメンター等の支援者を雇用するために必要な経費
- ・ 国内外の大学、研究機関、企業等との共同研究・インターンシップ等に必要な経費
- ・ 国内外の優秀な教員・学生を結集した密接な教育研究指導の実施に必要な経費
- ・ コースワークや研究室ローテーション、複数専攻制等の教育研究の実施に必要な経費
- ・ 教育研究設備の購入や教育研究スペースの確保に必要な経費
- ・ 学位プログラムに選抜された学生が学修研究に専念できるよう、奨励金として給付型支援を行うために必要な経費
- ・ 学位プログラムに選抜された学生をTA・RAとして雇用するために必要な経費
- ・ 学位プログラムに選抜された学生が独創的な研究活動を行うために必要な経費
- ・ 国内外の優秀な学生を選抜・獲得するために必要な経費
- ・ Qualifying Examinationの導入など学生の質保証システムの構築に必要な経費
- ・ 国際的な事業評価システムの構築に必要な経費
- ・ シンポジウム等を企画・開催するために必要な経費
- ・ 学位プログラムへの教員・学生募集や広報、普及発信に必要な経費

### 3. 審査方法等

本補助金交付先の選定のための審査は、独立行政法人日本学術振興会を中心に運営される「博士課程教育リーディングプログラム委員会（以下「プログラム委員会」という。）」において行われる。

審査要項、審査基準等については、プログラム委員会において現在審議中であり、6月中旬頃に、別途公表する予定であるが、公募選定にあたっては、専門分野別の書面レビューにより主として国際的に卓越した教育研究実績・資源等を確認する「基礎審査」と、類型別・テーマ領域別のヒアリングにより主として明確な改革構想に基づく学位プログラムの構築・卓越性等を審査する「提案審査」の2段階審査を予定している。

なお、ヒアリングによる提案審査は、本年度は、概ね9月～10月頃にかけて行われる予定であり、提案審査の対象となった構想については、別途プログラム委員会よりその旨の連絡を行う。調書等の内容について責任をもって対応できる学長、プログラム責任者、プログラムコーディネーター等におかれては、ヒアリングに対応可能な状態にしておくこと。

## 4. 申請内容・方法等

### (1) 申請内容等

- 申請者は、次に掲げる各事項に留意し、文部科学大臣宛に必要な調書を提出すること（調書の提出先は独立行政法人日本学術振興会となる。4.（4）参照。）。なお、事業計画の内容は、申請大学の教育研究活動の全てにわたる必要は無く、具体的に学位プログラムの構築・展開に焦点を絞ること。
  - ・ 学長を中心としたマネジメント体制が明確で、大学全体の中長期的な改革構想の中で戦略的なものとして位置付けられているか
  - ・ 「どのような分野で活躍し、いかなる価値の創造、人類社会の課題解決を牽引するリーダーを養成するか」という人材養成像及び解決すべき課題の設定は明確か
  - ・ 国内外の優秀な学生を、俯瞰力と独創力を備え広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導く、専門分野の枠を超えた世界に通用する一貫した学位プログラムが構築されているか
  - ・ 産・学・官等の機関又は団体がプログラム企画段階から参画し、国際性、実践性を備えた効果的な研究訓練等の機会が設定され、キャリアパスの確立までの見通しあるプログラムが構築されているか
  - ・ 多様な背景を持つ国内外の優秀な学生を獲得し、魅力ある学修研究環境の中で切磋琢磨させ、独創的な研究を実践させるための工夫がなされているか
  - ・ 専門分野の枠を超え国内外の多様なセクターから様々な分野の国内外の第一級の教員を結集した密接な教育研究指導体制や、きめ細かい履修支援を行う学生指導教員（メンター）やTAの活用など組織的な教育研究指導の支援体制が設定されているか
  - ・ リーダーとなるに相応しい資質能力を保証する博士号授与に係る審査、その過程でのQualifying Examinationなどの包括的評価、国際的な外部評価など、世界に通用する確かな質保証システムの設定がなされているか
  - ・ 学位プログラムを担う教員や関係する専攻等の組織が世界を牽引するリーダーの養成に必要な実績や教育・研究力を有しているか
  - ・ 複数のプログラム担当者がグローバルCOEプログラムに参画するものについては、当該プログラムで期待される成果が十分得られ、さらに発展させるものであるか
  - ・ 7年間の支援期間終了後の継続性・発展性が見込めるものであるか
- 内容の詳細については、別添「平成23年度『博士課程教育リーディングプログラム』プログラムの概要、計画調書、プログラム担当者調書、経費関係調書及び教育研究活動調書作成・記入要領」を参照すること。

### (2) 申請要件

- 申請にあたっては、該当する類型ごとに、公募年度の「科学研究費補助金系・分野・分科・細目表」に基づき、提案する学位プログラムにおいて最も関連の深い分科等を登録すること。



オールラウンド型：「人文社会系」「理工系」「生物系」から「分科」を1つずつ登録（「総合・新領域系」の関連する分科にそれぞれを代えることも可能）

複合領域型：「分科」を3つ登録

オンリーワン型：「細目名」を3つ登録

- 学位授与の際、提案する学位プログラムに相応しい専攻分野の名称を学位に付記するか、或いは、既存の専攻分野の名称を用いる場合は、各大学の学位規則に定める学位記に当該学位プログラムの名称を付記するなどにより、当該学位プログラムを修了する博士課程学生を特定するよう措置すること。
- 前述の新たな学位を授与する学生の受入は、原則として平成24年度中に行うこと。選抜等の事情がある場合には、平成25年4月までに確実に受入れを開始すること。
- 教育情報の一層の公表の促進を趣旨として、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令が、平成23年4月1日から施行されている。このため、学校教育法施行規則第172条の2第1項において「公表するものとする」とされた事項についてはHP等において公表すること。

### （3）申請書類

別添「平成23年度『博士課程教育リーディングプログラム』プログラムの概要、計画調書、プログラム担当者調書、経費関係調書及び教育研究活動調書作成・記入要領」及び別添「平成23年度『博士課程教育リーディングプログラム』申請カード・組織表作成・記入要領」に基づき、本事業の背景・目的を十分に踏まえて、所定の様式で調書等を作成し、学長から文部科学大臣宛に申請すること。

### （4）提出方法

申請書類を、平成23年8月8日（月）から8月10日（水）（10時から正午まで及び13時から17時まで。）の期間内に、独立行政法人日本学術振興会に提出すること。申請書類を送付する場合は、封筒に「博士課程教育リーディングプログラム申請書類在中」と朱書きの上、配達証明が可能な方法（配達記録、小包、簡易書留、宅配便等）で余裕をもって発送し、上記提出期間内に必ず着くようにすること。

【提出先】〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1  
独立行政法人日本学術振興会研究事業部研究事業課  
（博士課程教育リーディングプログラム委員会事務局）  
（電話：03-3263-1758）

### （5）その他

- 提出された調書等については、本公募要領にしたがっていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認めない。

- 調書等に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合、審査対象とされないことがある。また、虚偽の記載等があった場合は、採択後においても、採択が取り消されることがある。この場合、虚偽の記載等を行った者について、一定期間本事業への参画を制限する。
- 提出された調書等は返還しないため、各大学において控えを保管しておくこと。
- 一度採択された事業については、原則として、当初計画に基づいて最大7年間事業を実施することとなるため、あらかじめ計画を十分に練った上で申請すること。
- 最終的に採択された事業については、別途、交付内定及び補助金交付申請手続に関する連絡を行う。

## 5. その他留意事項

### (1) 補助金の執行に関する留意事項

選定がなされ補助金の交付を受けた場合には、学長、プログラム担当者、及び経理等事務を行う大学の事務局は以下のことに留意すること。

#### ① 補助事業の遂行及び管理

本補助金の財源は国の予算であるため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」等に基づいた適切な経理等を行わなければならない。

また、調書、交付申請書、報告書等の作成や提出、事業の実施等を、各大学毎に学長の下、一括して行うようにすること。

#### ② 補助金の執行事務等

本補助金の執行事務を適切に遂行するため、大学の事務局が計画的に経費の管理を行うようにすること。その際、本事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年から5年間保存すること。（帳簿及び書類については、各年度ごとに5年間保存するのではなく、支援期間（最大7年間）の全てについて、取組完了年度から5年後まで保存することに注意。）

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助事業の期間内のみならず、補助事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにすること。

#### ③ 不正な使用等に関する措置

補助金の不正な使用等が認められた場合には、補助金の全額又は一部の返還を求めるとともに、不正な使用等を行ったプログラム担当者は、以下の期間について、本事業への参画を制限する。（他の競争的資金制度等で不正な使用等が認められた場合においても、参画が制限されることがある。）

(i) 不正な使用を行った場合は、補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降2年間

(ii) 不正な使用等を行い、本事業以外の用途への使用があった場合は、補助金の返還が命じられた翌年度以降2～5年以内の間で、その内容等を勘案して相当と認められる期間

#### ④ その他法令、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなる。

## (2) 取組の評価

### ① フォローアップ

採択されたプログラムは、プログラム委員会が毎年度、進捗状況等に関するフォローアップを行う。

### ② 評価

3年経過後には中間評価を、支援期間の最終年度（7年目）には事後評価をプログラム委員会で行う。中間評価の結果は、第5年次以降の補助金額の決定に反映され、この際、減額や打ち切りも有り得る。なお、評価については、プログラム委員会で決められた評価方法、基準等に基づいて行われる。

## (3) 公表等

公募締切後、申請大学名、プログラム名、各大学ごとの申請数を公表する予定としている。また、採択された事業については、プログラム責任者名、プログラムコーディネーター名、計画概要等についても公表する予定としている。

また、パンフレットの作成、フォーラムの開催等の際し、採択された大学に対しては、協力を求めることを予定している。なお、作成したパンフレット等に関する著作権は、文部科学省に帰属することとする。

## (4) その他

- 現に又は今後、国等から助成を受ける教育研究取組等の経費について、重複して本事業の経費として交付申請することはできない。
- 研究活動への不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合は、補助金の全部又は一部の返還を求めるとともに、不正行為を行ったプログラム担当者については、以下の期間について、本事業への参画を制限する。（他の競争的資金制度等で不正行為が認められた場合においても、参画が制限されることがある。）
  - (i) 不正行為に関与したと認定された者については、2～10年間の間で、その内容等を勘案して相当と認められる期間
  - (ii) 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、当該行為について一定の責任を負う者として認定された者については、1～3年間の間で、その内容等を勘案して相当と認められる期間

## 6. 問い合わせ先

### 《公募要領その他の問い合わせ先》

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室大学院係  
(博士課程教育リーディングプログラム担当)

電話 : 03-5253-4111 内線3312

FAX : 03-6734-3387

ホームページ : <http://www.mext.go.jp>

(本ホームページより、提出調書の様式のダウンロードが可能です。)

### 《調書及び審査・評価に関する問い合わせ先》

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会研究事業部研究事業課  
(博士課程教育リーディングプログラム委員会事務局)

電話 : 03-3263-1758

FAX : 03-3237-8015

ホームページ : <http://www.jsps.go.jp>

(本ホームページより、提出調書の様式のダウンロードが可能です。)

## 今後の選定計画

## ○ 類型と選定計画

平成23～25年度の選定計画は以下を予定。ただし、平成24年度以降については、予算状況等に伴う変更が有り得る。

類型・テーマ		平成23年度	平成24年度	平成25年度
1. オールラウンド型		2件程度	2～4件程度	2～4件程度
2. 複合領域型				
社会的構築可能な	環境	4件程度		
			4件程度	
	生命健康	4件程度		
		4件程度		
安全安心	2件程度			
		2件程度		
	物質		3件程度	
			3件程度	
社会構築の基盤	情報		3件程度	
			3件程度	
	多文化共生社会		3件程度	
			3件程度	
横断的テーマ		若干数	若干数	若干数
3. オンリーワン型		5件程度	5件程度	5件程度

## ○ 各大学の採択上限

3年間を通じての各大学における採択上限は以下を予定。ただし、予算状況等に伴う変更が有り得る。

- |                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. オールラウンド型 : 1件<br>2. 複合領域型 : テーマ領域毎に1件（環境、生命健康は2件、横断的テーマは各年度1件）<br>3. オンリーワン型 : 1件 |
|--------------------------------------------------------------------------------------|